

道標、案内図板等チェックシート

この『道標、案内図板等チェックシート』は、浜松市屋外広告物条例、浜松市屋外広告物条例施行規則、浜松市屋外広告物道標、案内図板等に関する要綱における道標、案内図板等（以下「案内図板等」という）の基準をリスト化し、許可申請時必要事項の確認を行うため公開する。

1 道標、案内図板等の定義

事業所、営業所、作業場等（以下「事業所等」という）への案内誘導を目的に、表示し、または設置するものである。

☑チェックシート

案内図板等の事前相談や申請時に、このチェックシートを活用してください。

チェック	項目		解説
<input type="checkbox"/>	表示 内容	1 目的地	事業所等の目的地を表示すること。
<input type="checkbox"/>		2 誘導の表示内容	掲出場所から事業所等に案内・誘導するために、①②の両方を表示すること。 ① 矢印又は方向（直進、右左折等） ② 距離、時間又は所在地を示す地図、目的地となる場所
<input type="checkbox"/>		3 誘導の表示面積	「2 誘導内容」の表示面積が、全体の1/3以上であること。
<input type="checkbox"/>		4 写真、絵の表示面積	写真・絵などの表示面積が、全体の1/3以下であり、写真・絵などに重ねて、「2 誘導内容」を表示しないこと。
<input type="checkbox"/>	構造	5 電飾設備の禁止	案内広告を直接照らすもの以外の電飾設備の使用の禁止。
<input type="checkbox"/>		6 相互間距離	同一案内場所への案内図板等を複数設置する場合、相互間距離を20m以上とすること。
<input type="checkbox"/>		7 独立構造	それぞれの表示ごとに、独立した構造であること。
<input type="checkbox"/>		8 掲出面積・高さ	○特別規制地域 ・高さ 5m以下 ・1面の面積 3㎡以内 全面で6㎡以内 ○第1種普通規制地域（100m規制地域） ・高さ 5m以下 ・1面の面積 5㎡以内 全面で10㎡以内
<input type="checkbox"/>	そ の 他	9 添付書類	許可申請時、規則に定める書類以外に、案内図版等の設置場所、事業所等、案内図板等の設置場所から事業所等への経路及び道のりがわかる資料を添付すること。
<input type="checkbox"/>		10 協同看板	協同看板を設置する場合、5者以上で、特別規制地域では10㎡、第1種普通規制地域（100m規制地域）では15㎡以内。